

東海市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

東海市長 花 田 勝 重

東海市条例第43号

東海市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

東海市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和44年東海市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「刑事施設」の次に「又は留置施設」を加える。

第10条第1項第2号中「刑事施設」の次に「又は留置施設」を加え、同条第2項中「刑事施設」の次に「若しくは留置施設」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。